

## クラウドゲートウェイソリューション利用約款

### 第1条（約款の適用）

NHN テコラス株式会社（以下「当社」といいます）は、本クラウドゲートウェイソリューション利用約款（以下「本約款」といいます）の定めるところにより、契約者に対して、クラウドゲートウェイソリューションサービス（以下「本サービス」といいます）を提供します。

### 第2条（本サービス及び本約款の構成及び変更）

1. 本サービスは、東日本電信電話株式会社（以下「NTT 東日本」といいます）の提供するフレッツ光及びフレッツ・VPNサービスから、「Amazon Web Services™」（以下「AWS」といいます）等のクラウドに閉域ネットワーク経由で直接接続することを可能とするものです。
2. フレッツ光及びフレッツ・VPNサービスについては、NTT 東日本の定める「IP 通信網サービス契約約款」により提供されるものとし、AWS は、当社が AWS を提供する場合は「AWS リセールサービス利用約款」により提供されるものとし、契約者が当社以外の事業者等から AWS の提供を受ける場合は、AWS 等のクラウド提供事業者（以下「クラウド事業者」といいます）と契約者との間を規定する約款等により提供されるものとします。なお、フレッツ光及びフレッツ・VPNサービス及び AWS 等の各サービスに係る約款（以下「各サービス約款」と総称します）は、本約款の一部を構成するものであり、本約款に定めのない事項については、各サービス約款の定めが適用されるものとします。なお、本約款の定めとサービス約款の定めが相違又は矛盾のある場合は、本約款の定めに従うものとします。

サービス名	提供事業者	約款名	約款制定者
フレッツ光、フレッツVPNサービス	NTT 東日本	IP 通信網サービス契約約款	NTT 東日本
AWS リセールサービス	当社	AWS リセールサービス利用約款	当社
その他のクラウドサービス	クラウド事業者	各社の定めるところによる	クラウド事業者

3. 当社及び各サービス約款の約款制定者は、本約款又は各サービス約款を変更することがあります。この場合、各契約条件は、変更後の約款によります。

### 第3条（定義）

本約款において使用する用語の定義は、次の通りとします。

用語	用語の意味
契約者	本サービスの利用の申込をし、当社から承認を受けた法人をいいます。
グループ会社	財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第 8 条第 8 項に規定する関係会社及び親会社を指すものとします。
AWS	Amazon Web Services™又は、Amazon Web Services. Inc.のことをいいます。
電気通信設備	電気通信を行うための機械、器具、線路その他の電氣的設備とします。
自営端末設備	契約者が設置する端末設備とします。
自営電気通信設備	契約者が設置する電気通信設備であって、端末設備以外のものとします。

#### 第 4 条（契約の申込及び成立）

1. 本サービスに利用を希望する法人は、本約款及び各サービス約款の内容を理解し同意した上で、当社が別途定める様式により本サービスの利用を申込みものとします。
2. 前項による申込みについて、当社は以下の各号に定める場合を除いて承認するものとし、当社が承認の通知を発することにより、本サービスに係る契約が成立するものとします。
  - (1) 本サービスの申込みを行った法人が、本サービスを含む当社又は当社のグループ会社のサービスの利用料金、費用、割増金又は遅延損害金等の債務の履行を怠り、又は怠るおそれがあると判断したとき。
  - (2) 本サービスの申込みを行った法人が、当社又は当社のグループ会社のサービスの信用を既存するおそれがあると判断したとき。
  - (3) 本サービスの契約の申込みを行った法人が、第 32 条（反社会的勢力の排除）に該当すると当社が判断したとき。
  - (4) 申込み内容に虚偽の申告、記載があったとき。
  - (5) 本サービスの提供が技術上困難と考えられるとき。
  - (6) NTT 東日本、AWS 又はクラウド事業者の承諾を得られないとき。
  - (7) 前各号に定めるほか、当社の業務上支障があり、当社が契約を承認することが適当ではないと判断するとき。
3. 契約成立後であっても契約者が前項に定める事由のいずれかに該当した場合、当社は何らの通知又は勧告をすることなく、本サービスの停止又は契約の解除をすることができるものとします。

#### 第 5 条（担当責任者）

1. 本サービスの提供を受けるにあたり、契約者は、本サービス提供開始までに、日本語による連絡及び対応が可能な担当責任者（以下「担当責任者」といいます）を選任し、そ

の連絡先住所、電話番号及び電子メールアドレス等を、当社が指定する手段により当社に届出るものとします。

2. 契約者は、担当責任者が交代した場合又は、担当責任者の連絡先等に変更が生じた場合は、遅滞なく当社に通知するものとします。
3. 前二項の届出又は通知を契約者が怠ったことにより、本サービスの提供が行われず、又は当社からの連絡が遅滞若しくは連絡不能となったことに起因して、契約者に損害が発生した場合であっても、当社は一切の責任を負わないものとします。

#### 第6条（契約情報の提供）

1. 契約者の個人情報を含む契約に関する情報は、本サービス提供に必要な範囲で、NTT 東日本、AWS 及びクラウド事業者提供に提供するものとします。
2. 申込み内容及び本サービスの提供に必要な場合、NTT 東日本、AWS 又はクラウド事業者から契約者に対して、当社を介して連絡が行われる可能性があることについて契約者は同意するものとします。
3. 契約に関する情報は、当社の管理するシステムに登録され、本サービスの提供に必要な範囲で、当社又は当社のグループ会社内で共有されます。

#### 第7条（個人情報の取り扱い）

当社は、契約者の個人情報を取得した場合、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号、以下「個人情報保護法」といいます）及び電気通信事業における個人情報保護に関するガイドライン等を遵守して取り扱い、契約者の個人情報の適切な取扱いの確保及び契約者のプライバシーに配慮して本サービス提供を行います。

#### 第8条（アカウント情報等の管理）

1. 契約者は、本サービス利用に必要なアカウント情報・パスワード等を第三者に漏洩しないよう善良な管理者の注意義務をもって、適切に管理するものとします。
2. 契約者は、本サービスを利用して送受信する情報および保存されるデータ等については、その消失、損壊を防止するために、自己の責任においてバックアップ等の必要な措置を講じるものとします。
3. 前二項の規定に違反して契約者に損害が生じた場合、当社はその損害について一切の責任を負わないものとします。

#### 第9条（本サービスの一時中断）

1. 当社は、次の各号に該当する場合、本サービスの一部又は全部の提供を一時的に中止することがあります。
  - (1) 当社、NTT 東日本、AWS 又はクラウド事業者の電気通信設備の保守又は工事、通信障

害等やむを得ないとき。

- (2) 第 11 条（通信利用の制限）の規定により、本サービスの利用が制限されるとき。
  - (3) NTT 東日本、AWS、又はクラウド事業者の都合又は指示により、本サービスの提供を行うことが困難になったとき。
2. 当社は、前項の規定によりサービスの提供を中断するときは、あらかじめそのことを、当社ウェブサイトへの掲示、電子メールその他当社が適当と判断する方法により、契約者に対し通知するものとします。但し、緊急やむをえない場合等については、この限りではありません。

#### 第 10 条（本サービスの停止）

1. 当社は、契約者が次の各号に該当するときは、本サービスの提供を停止できるものとします。
  - (1) 当社又は当社のグループ会社に対する料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わないとき。
  - (2) 第 29 条（禁止行為）の規定に違反したとき。
  - (3) NTT 東日本、AWS 又はクラウド事業者の規定により必要があるとき。
  - (4) 前各号のほか、本約款の規定に反する行為であり、当社及び本サービスの遂行に著しい支障を及ぼし、又は及ぼすおそれがある行為をしたとき。
2. 当社は、前項に規定により本サービスの提供を停止するときは、あらかじめその理由及び期日等を当社が適当であると判断した方法により、契約者に通知するものとします。但し、緊急やむを得ない場合等については、この限りではありません。

#### 第 11 条（通信利用の制限）

1. 当社は、電気通信事業法（昭和 59 年法律第 86 号）第 8 条の規定に基づき、天災、事変その他の非常事態が発生し、若しくは発生するおそれがあるときは、災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持に必要な通信その他公共の利益のために緊急を要する通信を優先的に取り扱うため、本サービスの利用を制限する措置をとることがあります。
2. 前項のほか、契約者が当社の電気通信設備に重大な付加を生じる行為をしたときは、本サービスの利用を制限することがあります。

#### 第 12 条（サービスの終了）

1. 当社は、当社又は NTT 東日本、AWS 又はクラウド事業者の都合により、本サービスの一部又は全部を終了することがあります。
2. 前項により本サービスを終了する場合は、契約者に対し、終了する 2 ヶ月前までに書面その他当社が適当と認める方法によりその旨を通知するものとします。但し、NTT 東

日本、AWS 又はクラウド事業者の都合によりサービスを終了する場合は、NTT 東日本、AWS 又はクラウド事業者からその旨の通知を受けた後に契約者に通知をすることで足りるものとします。

#### 第 13 条（契約者が行う契約の解除）

1. 契約者は、本サービスに係る契約を解除する場合、当社に対し、解除を希望する日の 10 営業日（当社で通知を受領した日を含めて 10 営業日）以前に、別途当社が定める方法により通知するものとし、当該解除希望日に解除の効力が生じるものとします。当該通知をした日から解除希望日までの期間が 10 営業日未満である場合は、解除の効力は、当該通知をした日から 10 営業日経過する日に生じるものとします。
2. 契約者は、第 9 条（本サービスの一時中断）に定めた事由が生じたことにより、本サービスを利用することができなくなった場合において、契約者が当該サービスにかかる目的を達することができないと客観的に認められる場合は、本サービスに係る契約を解除することができるものとします。この場合、契約の解除は、当社が別途定める方法により当社に通知するものとし、当該通知を当社が受領したことを契約者に通知した日にその効力が生じるものとします。

#### 第 14 条（当社が行う契約の解除）

1. 当社は、契約者が次の各号のいずれかに該当する場合、直ちに契約を解除することができるものとし、契約者は期限の利益を喪失するものとします。
  - (1) 第 10 条（本サービスの停止）第 1 項各号に該当するとき。なお、この場合、当社は当社の判断により、予め利用停止の措置をとることなく直ちに解除することができるものとします。
  - (2) 信用・名誉又は信頼関係を毀損させる行為をしたとき。
  - (3) 公序良俗に違反したとき。
  - (4) 破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始の申立てがあったとき。
  - (5) 手形交換所の取引停止処分、差押又は滞納処分を受けたとき。
  - (6) 営業の廃止又は解散の決議をしたとき。
  - (7) 当社に対して虚偽の申告をし、又は故意に誤解を生じさせたとき。
  - (8) 当社又は第三者の知的財産権（本サービスに関するものに限らない）を侵害し、当社又は第三者を誹謗・中傷する行為をしたとき。
  - (9) 本契約の定め違反した場合において、改善の申し入れを受けたにもかかわらず、改善が見られないとき。
  - (10) 各サービス約款に違反したとき。
2. 当社は前項の規定により契約を解除する場合は、書面その他当社が適当と認める方法により契約者にその旨通知するものとし、通知を発した日をもって効力が発生するもの

とします。

#### 第 15 条（契約上の地位の譲渡および承継）

1. 契約者は、当社の事前の書面等による承諾なくして、本サービスに係る契約上の地位及び契約に関連して発生する権利・義務を第三者に譲渡し、担保の目的に供し、或いは承継させてはならないものとし、当社、NTT 東日本、AWS 又はクラウド事業者の承認を受けなければその効力は生じないものとし、
2. 契約者について、合併が生じたときは、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人は、第 4 条（契約の申込及び成立）の手続を経た後に、契約者の地位を原則として承継するものとし、
3. 前項の定めに基づき契約者の地位を承継した者は、すみやかに契約者の地位を承継したことを証明する書類を添えて、その旨を当社に届出るものとし、
4. 契約者が本条第 3 項の届出を怠ったことで、契約者に損害が生じたとしても、当社は一切の責任を負わないものとし、

#### 第 16 条（契約者の商号等の変更）

1. 契約者は、その商号又は住所若しくは居所について変更があったときは、すみやかに電子メール又は書面により当社に届け出るものとし、
2. 前項の届出があったときは、当社は必要によりその事実を証明する書類の提出を請求することができるものとし、
3. 契約者が本条第 1 項の届出を怠ったときは、前条第 4 条の規定に準じるものとし、

#### 第 17 条（初期費用の支払義務）

契約者は、本サービスの契約が成立したときは、当社が別途料金表に定める初期費用を、当社に支払うものとし

#### 第 18 条（利用料金の支払義務）

1. 契約者は、サービス開始日の属する月の初日から、利用終了日の属する月の末日まで、実際のサービスの利用の有無に拘わらず別途料金表に定める利用料金を支払うものとし、
2. 利用料金には、基本料金及び超過通信料を含みます。
3. 契約者は、第 9 条（本サービスの一時中断）又は第 10 条（本サービスの停止）の規定により、本サービスの提供が一時中断又は停止された場合であっても、当該一時中断又は停止期間中における利用料金を支払うものとし、

#### 第 19 条（契約開始月及び契約終了月の料金の精算）

契約者が利用を開始した日が月の初日以外であり、利用を終了した日が月の末日以外の日である場合であっても、利用料金の日割り計算は行いません。

#### 第 20 条 (料金の支払方法)

1. 契約者は、初期費用及び利用料金を、当社の定めた支払期日までに、当社が指定する銀行口座に振込みによって支払うものとします。振込み手数料は、契約者の負担とします。
2. 前項により支払を受けた初期費用及び利用料金は、理由の如何に拘わらず返金しないものとします。

#### 第 21 条 (割増金)

契約者が、本サービスの初期費用又は利用料金を、不法に免れた場合、その免れた額（消費税相当額を加算しない額）の 2 倍に相当する額を割増金として支払うものとします。

#### 第 22 条 (遅延利息)

契約者が、本サービスの初期費用、利用料金又は割増金の支払を遅延した場合は、支払期日の翌日から起算して支払の日の前日までの期間について、年 14.5%の割合で計算して得た額を、遅延利息として支払うものとします。

#### 第 23 条 (消費税)

1. 契約者が当社に対して本サービスに係る債務を支払う場合において、消費税法及び同法に関する法令の規定により、当該支払について消費税が賦課されるものとされているときは、契約者は、当社に対し当該債務を支払う際に、これに対する消費税相当額を合わせて支払うものとします。
2. サービス利用期間中に消費税率が変更された場合は、本サービスが現実に提供された時点における消費税率を適用するものとします。但し、「税率引き上げに伴う経過措置」の適用対象となるサービスを除きます。

#### 第 24 条 (端数処理)

当社は、料金その他の計算に置いて、その計算結果に 1 円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。

#### 第 25 条 (監査等)

当社及び当社が定める代理人は、契約者に対して、事前の通知なくして契約者の対象設備等に対して、本サービスの利用状況を監査すること又は契約者が保有する本サービスの利用状況に関する一切の資料の開示等を要求することができるものとし、契約者は、当社による当該要求に直ちに応じるものとします。当該監査等により本サービスに係る契約に違反す

ることが明らかになった場合は、当社は契約者への事前の通知をすることなく、直ちに本サービスの停止又は、契約を解除することができるものとします。

#### 第 26 条 (契約者データの取扱)

1. 契約者が登録したデータの知的財産権は、契約者に帰属するものとし、契約者自らの責任と費用をもってこれを保護するものとします。また、当社はこれら契約者の知的財産権を保護する義務を負わないものとします。
2. 契約者が登録したデータに含まれる個人情報(個人情報保護法に定める個人情報を含む、適用される各国の法律によって規定される個人に関する情報の一切)、営業秘密(不正競争防止法(平成5年法律第47号)に定める営業秘密を含む、適用される各国の法律によって規定される秘密とされる情報の一切)、及び法令により海外への持ち出しを禁止されている情報等の国外への提供について、当社は一切の責任を負わず、当社がこれにより損害を被った場合には、契約者に対し当該損害の賠償を求めることができるものとします。
3. 契約者が登録したデータを改変又は削除する権限は契約者に帰属しているため、当社は当該データを改変又は削除することができません。当該データに関して第三者から当社に対し、改変又は削除の請求等があった場合、契約者の責任と費用負担により当該請求等に対応するものとします。なお、当社は、当該請求等に関して当社が費用(合理的な弁護士費用を含みますが、これに限られません)を負担し、又は損害を被ったときは、契約者に対し、当該費用又は損害について賠償を求めることができるものとします。
4. 当社は、契約の終了後において、契約者に対する通知なく、直ちに、対象設備に保存されたすべてのデータ(設定情報、バックアップ、契約者の顧客が入力した情報を含みますが、これに限られません)を削除することができるものとし、当社は当該データを返還、保管又は保護する義務を負いません。

#### 第 27 条 (対象設備に対する損害賠償)

当社は、当社の故意又は重大な過失により対象設備に損害が発生した場合、損害が発生した機器を修理若しくは交換するか、又は合理的な修理若しくは交換費用を支払うとともに、契約者の被った通常かつ現実の直接損害について、月額基本料金の1ヶ月分を上限として遅滞なく賠償するものとします。

#### 第 28 条 (禁止事項)

契約者は本サービス利用に関し、以下に定める行為をしてはならないものとします。

- (1) 当社又は第三者の知的財産権を侵害している又は侵害するおそれのある行為。
- (2) 他者の財産、プライバシー若しくは肖像権を侵害している又は侵害するおそれのある行為。



- (3) 他者を不当に差別、誹謗中傷又は侮辱し、他者への不当な差別を助長し又はその名誉若しくは信用を毀損する行為。
- (4) 詐欺、児童売買春、預金口座及び携帯電話の違法な売買等の犯罪に結びつく又は結びつくおそれの高い行為。
- (5) わいせつ、児童ポルノ若しくは児童虐待に相当する画像、映像、音声若しくは文書等を送信、表示若しくはこれらを収録した媒体を売買する又はその送信、表示若しくは売買を想起させる広告を表示若しくは送信する行為。
- (6) 薬物犯罪、規制薬物等の乱用に結びつく若しくは結びつくおそれの高い行為又は未承認医薬品等の広告等を行う行為。
- (7) 貸金業を営む登録を受けずに、金銭の貸付の広告を行う行為。
- (8) 無限連鎖講（ねずみ講）を開設し又はこれを勧誘する行為。
- (9) 当社、NTT 東日本 AWS 又はクラウド事業者の設備に蓄積された情報に不正にアクセスし、又は不正に書き換え又は消去する行為。
- (10) 他者になりすまして本サービスを利用する行為。
- (11) ウィルス等の有害なコンピュータプログラム等を送信又は掲載する行為。
- (12) 無断で他社に広告、宣伝若しくは勧誘のメールを送信する行為又は社会通念上他社に嫌悪感を抱かせる若しくはそのおそれのあるメールを送信する行為。
- (13) 当社、NTT 東日本 AWS 又はクラウド事業者若しくは第三者の設備当若しくはインターネット接続サービス用設備の利用若しくは運営に支障を与える又は与えるおそれのある行為。
- (14) 違法な賭博、ギャンブルを行わせ又は違法な賭博・ギャンブルへの参加を勧誘する行為。
- (15) 違法行為（けん銃等の譲渡、爆発物の不正な製造、児童ポルノの提供、公文書偽造、殺人若しくは脅迫等をいいます）を請負し、仲介し又は誘引（他人を勧誘することを含みます）する行為。
- (16) 他人の殺害現場の画像等の残虐な情報、動物を殺傷若しくは虐待する映像等の情報その他社会通念上他社に著しく嫌悪感を抱かせる情報を送信する行為。
- (17) 性的表現、暴力的表現、出会い系サイトに係るものその他青少年の健全な育成を阻害する情報を送信する行為。
- (18) 人を自殺に誘引若しくは勧誘している行為又は第三者に危害の及ぶおそれの高い自殺の手段等を紹介している行為。
- (19) 前各号のいずれかに該当している符号に対してリンクをはっている行為。
- (20) 犯罪や違法行為に結びつく又はそのおそれの高い情報や、他者を不当に誹謗中傷又は侮辱したり、プライバシー侵害したりする情報を、他者をして掲載等させることを助長する行為。
- (21) ストーキング行為を行う等、方法の如何を問わず、第三者に対する嫌がらせに利用す

る行為。

(22) 本人の同意を得ずに個人情報を無断で収集する行為。

(23) セキュリティが確保されていない回線又はサーバ等の環境で個人情報を取得する行為。

(24) その他、公序良俗に違反し又は他者の権利を侵害すると当社、NTT 東日本、AWS 又はクラウド事業者が判断した行為。

#### 第 29 条（免責）

1. 当社は、第 9 条（本サービスの一時中断）、第 10 条（本サービスの停止）、第 11 条（通信利用の制限）、第 12 条（サービスの終了）、第 14 条（当社が行う契約の解除）第 26 条（契約者データの取扱）第 4 項に伴い、契約者又は関係する第三者に生じた損害について、一切の責任を負いません。
2. サイバーテロ、自然災害、第三者による妨害等、不測の事態を原因として発生した被害については、本約款の規定外の事故であることから、本サービスの提供が困難な不可抗力とみなし、当社は一切責任を負いません（なお、サイバーテロとは、コンピュータネットワークを通じて各国の国防、治安等を始めとする各種分野のコンピュータ・システムに侵入し、データを破壊、改ざんするなどの手段で国家又は社会の重要な基盤を機能不全に陥れるテロ行為をいいます。）。

#### 第 30 条（損害賠償）

1. 当社は、本約款に別に定める場合を除き、本サービスの提供に関して契約者に損害を与えた場合であっても、一切の賠償責任を負わないものとします。但し、当社の故意又は重大な過失により損害を与えた場合は、この限りではありません。なお、損害賠償の額は、本約款に基づき契約者が当社に支払った過去 2 年分の利用料金総額相当額を上限とし、損害は契約者に現実かつ直接に発生した通常のみとします。
2. 本約款に別に定める場合を除き、当社は、NTT 東日本、AWS 又はクラウド事業者の事情に起因して発生した損害について一切の責任を負わないものとします。

#### 第 31 条（機密情報の取扱）

1. 本約款において「本機密情報」とは、本サービスの提供又は利用にあたり、当社及び契約者が相手方から提供を受けた情報、相手方の顧客、製品、サービス、業務、技術、ノウハウ、アイデア及びコンセプト等に関する一切の情報であって、その開示の方法にかかわらず、当該情報の開示者が、開示の際に機密である旨を表示又は言明するものと言います。ただし、次の各号のいずれかに該当する情報は、本機密情報に含みません。
  - (1) 公知の事実及びその他一般に入手可能な情報。
  - (2) 開示を受けた者が、当該情報の受領時に既知であった情報。

- (3) 開示を受けた者が、相手方による開示とは無関係に後日開発した情報。
- (4) 開示を受けた者が、第三者より機密保持義務を負うことなく合法的に入手した情報。
- 2. 当社及び契約者は、契約の有効期間中及び契約終了後 3 年間、以下の各号に基づき本機密情報を機密として保持するものとします。
  - (1) 当社及び契約者は、本機密情報を自己の保有する機密情報と同等の注意をもって管理し、第三者に対して開示又は公表しないものとします。
  - (2) 当社及び契約者は、契約の実施以外の目的のために本機密情報を使用しないものとします。
  - (3) 当社及び契約者は、契約に関係する役員及び従業員（以下「関係従業員等」といいます）に対して、本機密情報を開示することができるものとします。また、契約者は関係従業員に対して、本機密情報に関し機密情報を負う旨を明確に告示するものとします。
  - (4) 当社及び契約者は、本機密情報について機密である旨を明示し、他の情報とは区別して管理するものとします。
  - (5) 当社及び契約者は、法令に基づく請求又は裁判所や国家機関の命令による場合等、やむを得ない事由のあるときは、本機密情報を第三者に開示することができるものとします。
- 3. 利用契約を含む契約者に開示された当社又は契約者の保有する個人情報、機密情報として扱うものとし、当社及び契約者はその個人情報について漏洩、改ざん、盗聴が行われることがないように最大限の努力をするものとします。
- 4. 当社及び契約者は、機密情報の漏洩、改ざん、盗聴の事実が発見された場合は、直ちに相手方に報告するものとします。
- 5. 当社は、本条の規定に拘わらず、「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律」（平成 13 年法律第 137 号）第 4 条に基づく開示請求が第三者からなされ、その要件が充足された場合、当該開示請求の範囲に限り、契約者の個人情報を当該請求者に開示することができるものとします。
- 6. 当社と契約者との間で、別途「機密保持」及び「個人情報の保護」（契約名称に拘わらず、同様の目的の契約等を含みます）に関する契約を締結した場合は、当該別途締結した契約を優先させるものとします。
- 7. 本条の規定に拘わらず、当社は、自己の責任において、当社の親会社に対して、本機密情報を開示することができるものとします。但し、本機密情報のうち、サービスの提供のために、必要かつ合理的でない情報はこの限りではありません。なお、本項に基づき本機密情報を開示する場合、当社は、本契約に基づき当社に課された機密保持義務と同等の義務を当社親会社に課すものとし、当社親会社の義務違反につき責任を負うものとします。

## 第 32 条（反社会的勢力の排除）

1. 当社及び契約者は、自己又はその代表者、役員、実質的に経営権を有する者、従業員、代理人又は媒介者（以下「関係者」といいます。）が、現在、次のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約します。
  - (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」といいます）第2条第2号に規定する暴力団をいいます。）
  - (2) 暴力団員（暴対法第2条第6号に規定する暴力団員をいいます。）
  - (3) 暴力団準構成員
  - (4) 暴力団関係企業
  - (5) 総会屋等、社会運動標ぼうゴロ、政治活動標ぼうゴロ、又は特殊知能暴力集団
  - (6) 前各号に定める者と密接な関わり（資金その他の便益提供行為を含みますが、これらに限りません。）を有する者
  - (7) その他前各号に準じる者
2. 当社及び契約者は、自ら又はその関係者が、直接的又は間接的に、次の各号に該当する行為を行わないことを確約します。
  - (1) 暴力的な要求行為
  - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
  - (3) 取引に関して、脅迫的な言動（自己又はその関係者が、前項に定める者である旨を伝えることを含みますが、これに限りません。）をし、又は暴力を用いる行為
  - (4) 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて相手方の信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為
  - (5) その他前各号に準じる行為
3. 当社及び契約者は、相手方が前二項に定める表明事項又は確約事項のいずれかに違反することが判明した場合、何らの催告なく利用契約を解除することができるものとします。
4. 当社及び契約者は、前項の規定により利用規約を解除した場合、かかる解除によって相手方に生じた損害、損失及び費用を補償する責任を負わないものとします。

### 第33条（通知）

本サービス提供に関する問合せ、その他契約者から当社に対する連絡の回答通知、又はその他当社から契約者に対する連絡若しくは通知は、本約款に別段の定めがある場合を除き、本サービスの当社ウェブサイトへの掲載その他当社が適当であると判断した手段にて行うものとし、これで足りるものとします。

### 第34条（分離取扱い）

本約款の一部の条項が裁判所により無効とされた場合は、当該条項のみを無効とし、本約款全体の効力には影響しないものとします。

#### 第 35 条（言語）

本約款は日本語を正文とします。

#### 第 36 条（準拠法）

本約款の準拠法は日本法とします。

#### 第 37 条（協議）

本約款に定めのない事項及び解釈に疑義が生じた事項については、当社及び契約者は誠意をもって協議し、円満に解決するものとします。

#### 第 38 条（存続条項）

本サービスに係る契約終了後も、第 2 条（本サービス及び本約款の構成及び変更）、第 15 条（契約上の地位の譲渡および承継）、第 21 条（割増金）、第 22 条（遅延利息）、第 29 条（免責）、第 30 条（損害賠償）、第 31 条（機密情報の取扱）、第 32 条（反社会的勢力の排除）、第 34 条（分離取扱い）乃至第 39 条（合意管轄）の規定は、引き続き効力を有するものとします。

#### 第 39 条（合意管轄）

本サービスに起因又は関連して契約者と当社との間に生じた紛争については、東京地方裁判所又は東京簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

#### 附則

1. 本約款は 2016 年 10 月 1 日より制定・実施します。
2. 本約款は 2018 年 3 月 8 日より改定します。
3. 本約款は 2019 年 10 月 1 日より改定します。

## 料金表

### ■クラウドゲートウェイソリューション(アプリパッケージ)

#### 1. 請求期日及び支払期日

項目	内容	締切日/請求期日	支払期日
初期費用	開通作業費	締切日 当月末日 請求期日 締切日の翌月第2営業日頃	締切日の翌月末日
基本料金	本サービス利用の基本料金であって、毎月1日～末日まで100GBまでの通信料を含みます。	締切日 当月末日 請求期日 締切日の翌月第2営業日頃	締切日の翌月末日
超過通信料	毎月1日～末日までの通信量が100GBを超えた場合に発生します。	締切日 当月末日 請求期日 締切日の翌翌月2営業日頃	締切日の翌翌月末日

※基本料金は毎月末日に当月1日～末日分の締切を行います。

※超過通信料は、毎月1日に前月1日から末日までの通信量を算出し締切を行います。

※「100GBまで」とは、100GBを含みます。

#### 2. 初期費用

区分	内容	料金(税別)
初期作業	クラウドゲートウェイソリューション(アプリパッケージ)開通作業	45,000円

#### 3. 基本料金

区分	内容	ひと月あたりの基本料金(税別)
基本プラン	フレッツ網(閉域)よりAWSへ直接接続できます。	45,000円

※100GBまでの通信料を含みます。

#### 4. 超過通信料

通信量	超過通信料(税別)
100GBを超えてから100GBごとに	30,000円

■クラウドゲートウェイソリューション(クロスコネクト)

1. 請求期日及び支払期日

項目	内容	締切日/請求期日	支払期日
初期費用	開通作業費	締切日 当月末日 請求期日 締切日の 翌月第2営業日頃	締切日の翌月末日
基本料金	本サービス利用の基本料金であって、毎月1日～末日まで。	締切日 当月末日 請求期日 締切日の 翌月第2営業日頃	締切日の翌月末日

※基本料金は毎月末日に当月1日～末日分の締切を行います。

2. 初期費用

区分	内容	料金(税別)
初期作業	クラウドゲートウェイソリューション(クロスコネクト)開通作業	注文書等の個別契約書に別途記載

3. 基本料金

プラン	クラウド接続 回線速度	提供対象サービス	月額利用料(税抜価格)	
100M 接続プラン (共用型)	最大概ね 100Mbps	フレッツ・VPN クラウド フレッツ・VPN プライオ	基本料	40,000 円
			クラウド接続加算額 A※ 1	30,000 円
			クラウド接続加算額 B※ 2	80,000 円
1G 接続プラン (共用型)	最大概ね 1Gbps	フレッツ・VPN クラウド プライオ	基本料	70,000 円
			クラウド接続加算額 A※ 1	60,000 円
			クラウド接続加算額 B※ 2	120,000 円

※1: 接続先クラウドサービスが AWS、NIFCLOUD、Oracle Cloud、Google Cloud Platform の場合に適用

※2: 接続先クラウドサービスが Microsoft Azure、NTT 東日本 DC の場合に適用